

お客さま 各位

2020年3月23日
株式会社ファミリーネット・ジャパン
(代理事業者：積水ハウス株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う積水ハウスオーナーでんき電気料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、下記の通り、特別措置を講ずることをお知らせいたします。

敬具

記

(1) 特別措置の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸与(3月25日受付開始)※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望されるお客さまは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

(2) 特別措置の内容

2020年3月分・4月分・5月分の電気料金について、支払期日(支払い義務発生日の翌月1日から起算して30日目)を原則として1か月間延長いたします。

※:「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

■参考(経済産業省発表:2020年3月19日)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン
0120-769-677(携帯電話・PHS可)
9時~17時(土日祝日、12月27日~1月3日を除く)